

平成 22年度 の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都 道 府 県 名 : 福 島 県
 農 業 委 員 会 名 : 飯 館 村 農 業 委 員 会

促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状、課題及び平成 23年度までの目標

現 状	農家数	1,049戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	218戸	84経営	0法人	13団体
	農業生産法人数	8法人			
課 題	・農家の高齢化や後継者不足により農業を担う者が減少しており 地区の状況に合わせた新たな担い手の計画的な確保・育成が急務である。 ・農業後継者のいない農家が増えているため耕作放棄地も増加傾向にある。 ・認定農業者制度が十分知られていない。 ・農業法人の村内進出の推進により 先進的農業技術の導入と法人経営の担い手の雇用によって農業就業者の増加を図るとともに農業の意識改革などが必要である。				
平成 23年度までの目標	認定農業者	ha	特定農業法人	ha	特定農業団体
					%

初年度は、平成 23年度までの目標については記入不要

(2) 平成 22年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
平成 23年度までの目標	90経営	0法人	15団体
目 標 案	2経営	0法人	1団体
活動計画案	認定候補者への個別支援。 経営改善計画目標達成に向けた支援を行う(通年)	・農産加工物や付加価値をつけた独自販売など経営の多角化、高度化を実践している農業者を中心に法人化への誘導を行う(通年)	制度の有利性など地区での説明を行い、経営の改善に向けて支援する。(通年)

- 1 目標案は、当該年度における認定農業者担い手の増加目標数
- 2 平成 23年度までの目標案は、平成 23年度末の担い手数の目標案とし、初年度のみ記入

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題及び平成 23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,582 ha	466 ha	18.04%
課 題	・これまで認定農業者等を中心に集積を図ってきたが、農業従事者の高齢化や農家数の減少により 近い将来流動化の停滞が予想される。 ・担い手の高齢化、後継者不足により担い手の育成 確保が難しく、集積も進まない。		
平成 23年度までの目標	これまでの集積面積	目 標	合 計
	ha	ha	%

初年度は、平成 23年度までの目標については記入不要

(2) 平成 22年度の目標案及び活動計画案

平成 23年度までの目標案	集積面積	532 ha
目 標 案	集積面積	42 ha
活動計画案	関係機関及び農業団体が一体となって担い手へ農地利用集積を推進する体制を整備するとともに、農地保有合理化事業、農地利用集積促進事業等を活用しながら、農地の利用集積を促進する。 通年：農業委員等による農地活用相談の随時実施。 通年：広報いいたての「農業委員会からのお知らせ」欄の活用によるPR。	

- 1 目標案は、当該年度における担い手への農地の利用集積の目標面積
- 2 平成 23年度までの目標案は、平成 23年度末の集積面積の目標案とし、初年度のみ記入

3 耕作放棄地の解消

(1) 現状、課題及び平成 23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	耕作放棄地の面積	耕作放棄地率
	2,582 ha	104 ha	4.02 %
課 題	耕作放棄地は、 農業者の高齢化や後継者不在等による担い手の不足。 地勢等立地条件及び有害鳥獣による農作物への被害 等の原因により発生しており、担い手確保対策及び有害鳥獣対策も含めた助成措置の拡充 が必要である。また、農業法人の先進的技術や生産から、販売までの技術の向上によって、 農業の安定経営と村内定住者の増加が図られることで耕作放棄地の解消に努める。		
平成 23年度までの目標	これまでの集積面積	目 標	合 計
	ha	ha	%

初年度は、平成 23年度までの目標については記入不要

(2) 平成 22年度の目標案及び活動計画案

平成 23年度までの目標案	解消面積	20 ha
目 標 案	解消面積	3 ha
活動計画案	耕作放棄地発生防止に向け、広報誌での PR 及び農地パトロールによる未然防止の声かけ運動。 - 広報誌の活用 : 2月、5月農業委員会からのお知らせに掲載。 - 農地一斉パトロール 担当地区内のパトロール及び全農業委員による一斉パトロールの実施による未然防止の声かけ運動。 - 農地所有者に対する農地流動化の相談 指導及び認定農家への誘導。 - 有害鳥獣対策事業の実施を村など関係機関と協議し被害の縮小に向けた対応の措置。 - 村外からの優良農業法人が進出しやすい施策の実施。 また、飯館村の遊休農地調査書を活動の基本データとし、耕作放棄地の調査 把握のため農地パトロールを各地区担当委員が毎月行つが、特に 10月 ~ 11月は集中的に全農業委員が実施する。更には、耕作放棄地となり山林や雑地化している農地の所有者には現況確認による転用等の指導を行う	

1 目標案は、当該年度における耕作放棄地の解消の目標面積

2 平成 23年度までの目標案は、平成 23年度末の解消面積の目標案とし、初年度のみ記入

4 違反転用への適正な対応

(1) 違反転用の状況

違反転用の状況	件数 0 件	面積 0 ha	主な用途
---------	--------	---------	------

(2) 平成 22年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の発生防止及び許可条件違反の防止
活動計画案	毎月 1回はパトロールを実施する。特に 10月 ~ 11月にかけての耕作放棄地等の現況調査にあわせ、全農業委員及び事務局職員による農地パトロールを実施する。 転用許可日から 3か月、その後一年毎の工事進捗状況を調査する。 許可後、2年を経過しているものについて、転用台帳にて完了報告の有無を確認し、未提出の案件については調査及び指導を行う

5 農地パトロール

(1) 平成 22年度の活動計画案

活動計画案 (実施時期、体制、 実施回数等)	農業委員及び農業委員会事務局職員による巡回調査。 一斉実施時期 : 10月 ~ 11月。 体制 地区担当委員ごとに毎月 1回随時実施する。
------------------------------	---

6 農地情報の整備と共有化

(1) 平成 22年度の活動計画案

農地基本台帳の情報の更新に関する 活動計画案	農地の登記情報及び農家の世帯情報等の補正 (固定資産台帳との照合) を行う 農地の権利移動等の許可に係る台帳の補正 (随時) を行う ことで権利移動があったときは随時更新し常に最新の状態に整える。 田については、転作状況を確認し、現況にあった台帳の整備を図る。
共有化に関する活動計画案	共有化に係る課題 (個人情報等) の精査を行い、情報の共有が可能かどうかを含め実施に向けて検討する。